

委員から事前にいただいた御意見等について

No.	該当箇所			委員	意見等内容	担当課室回答
	資料No.	ページ	項目等			
1	1	7, 8	5 県内市町村の犯罪被害者等支援条例・見舞金制度の制定状況	宮下委員	昨年度よりも「条例＋見舞金等」の市町村が増えましたが、依然として郡山市、いわき市、会津若松市で条例制定に至らない原因はどのような点にあると把握されていますか。	【共生社会・女性活躍推進課】 条例を制定していない市町村へ個別に訪問するなど、その必要性について説明しているところです。 引き続き、県内での市町村条例制定が進むよう、丁寧に対応してまいります。
2	3	15, 16	第3章 具体的な施策の内容	宮下委員	（意見）多機関ワンストップサービス体制ができることは、被害者の負担が減り必要なサービスの提供を迅速に受けられるという点でも非常に重要であり、支援する側にとっても関係機関との情報共有ができるようになり有益だと思えます。同体制を円滑に運用するために、関係機関に対する周知や、関係機関の間でも更に連携を強化していく必要があると思えます。 （質問）同体制の支援の対象とするかについては、どのように判断されていくのでしょうか（県が支援コーディネーターを配置するということであるため、扱える件数にも限りがあるのではないかという点からの質問です）。	【共生社会・女性活躍推進課】 支援対象者については、福島県多機関ワンストップサービス実施要綱（資料4）第3条において定めたところです。 体制整備に当たっては、各関係機関へ周知するとともに、御理解・御協力が得られるよう丁寧に対応してまいります。